

岩手県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次の指定介護機関が指定を辞退した。

平成22年10月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人福祉施設

名 称	所在地	指定の辞退の効力の発生年月日
特別養護老人ホームすずらんガーデン	盛岡市玉山区好摩字芋田向83番地25	平成18年8月23日